

議案第27号

大津市一般職の職員の給与に関する条例及び大津市
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

令和8年3月16日(月) 総務部人事課

1 改正を必要とする条例

- ・大津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第21号)
- ・大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
(令和元年条例第19号)

2 改正の趣旨

令和7年の人事院勧告及び滋賀県人事委員会勧告に準拠しながら、本市の職員の給与改定を実施するため、関係条例の改正を行う。

3 改正内容

(1) 通勤用具使用距離に応じた手当額

自家用自動車	69,100円/月を超えない範囲で規則に定める額
自転車等	16,600円/月を超えない範囲で規則に定める額

(2) 駐車場にかかる手当額

自家用自動車	5,000円/月を超えない範囲で規則に定める額
自転車等	1,500円/月を超えない範囲で規則に定める額

(3) 支給上限額の変更

【正規職員】	55,000円/月	⇒	75,000円/月
【会計年度任用職員(週3日以下)】	2,619円/日	⇒	3,571円/日

4 施行日 令和8年4月1日